

# 風をよむ

No.41 1998.01.25

編集：共産主義者同盟首都圏委員会  
発行：ウインドベル・ファクトリー  
連絡先：新宿区西新宿7-3-10  
山京ビル503-201

特価500円

年6回刊・送料込：2,300円  
郵便振替：00170-0-655767

## 新ガイドラインに反対する2.1行動

有事立法はいやだ!!

名護海上ヘリ基地はいらない!

日時 2月1日(日) 13:00~/デモ出発15:00

場所 代々木公園B地区(JR原宿駅徒歩7分)

主催 同実行委員会[連絡先 市民のひろば03-5275-5989]

**年頭にあたって** 我々の合言葉は共産主義、党、革命である。

マルクス主義的現実批判力の再生—共産主義運動の  
再建をめざして、九八年の階級闘争を闘いぬこう! ……2

沖縄 ヘリ基地阻止・基地全面撤去

名護市民を先頭に反基地闘争の勝利を ……13

**労働レポート**

労基法改悪阻止闘争をプロレタリアートの攻勢とするためにこそ  
階級的団結へ向かう新たな労働運動の生み直しが問われている ……16

介護保険法成立! 社会の変革に結びつく、さらに大胆な議論を ……19

年頭にあって

我々の合言葉は共産主義、党、革命である。

# マルクス主義的現実批判力の再生 — 共産主義運動の再建をめざして 九八年の階級闘争を闘いぬこう！

株価暴落、金融不安の深化とこれに伴う、  
六大改革路線を掲げた橋本政権の失速に象徴  
されるように、九七年の我が国政治経済は、  
混乱と前途の不透明感のうちに暮れた。九八  
年の年明けもこの不況と政情不安の基調は一  
向に変化の兆しが見られない。我々は資本主  
義経済の危機を、直ちに革命情勢の現実化と  
誤認する主観主義とは一線を画して来たが、  
それでも危機を論じる点では、決して人後に  
落ちるものではないと自認して来たつもりだ。  
その我々の見るところでも、我が国政治経済  
はあれよあれよという間に危機と破局の道を  
駆け落ちようとしている。資本主義社会の政  
治経済的破綻は、畳み掛けるようにして迫り  
つつある。

世界的なレベルで見ても、出口の見えない  
深刻な不況のなかで、アジアにおける中東と  
朝鮮半島との二つの強い政治的緊張、今や泥  
沼的な様相を呈しつつある東アジア・東南ア  
シア各国の経済危機をはじめとして、至ると  
ころに政治的破局、経済的破綻の現実とさら  
にその拡大の兆候が見られる。ひとり米国経  
済のみが、八〇年代後半から九〇年代前半期  
における大規模な企業の淘汰や、情報産業へ  
の集中投資を経た、「ニューエコノミー」と  
も呼ばれる金融・産業再編の点で先んじるこ  
とによって、好調を伝えられるが、これすら  
も世界経済の緊密な一体化によるゼロサム状  
況からして、底の浅いものに過ぎないことは  
だれの目にも明らかであろう。事実、九七年

末以来、アジア経済の長期化する危機状況を  
反映して、米国の大手企業や、証券会社はそ  
の業績見通し、景気見通しを次々に下方修正  
しはじめている。米国経済が後退することに  
なれば、世界経済全体の悪循環に歯止めはか  
からなくなる。資本主義世界経済は加速度を  
つけて破局へといたり、文字どおり死の苦悶  
に喘がざるをえなくなる。これが資本の新た  
な強蓄積に結果するか、それとも共産主義運  
動の再生を通じて政治社会変革の新しい波動  
になるのか、この数年の階級闘争の中でこれ  
が決定的に問われることになる。こうした危  
機の時代におけるマルクス主義と共産主義運  
動の、現実批判、革命のための理論と実践の  
力量が求められている。

## 第三インター・マルクス主義の失効と これを超えるための理論的実践的核心

### 危機と破局の接近、 突破のための難関

資本主義経済の危機はまさしく社  
会主義革命の時代の始まりを告げる  
はずだ。少なくともここまで膨張し  
た信用と金融に支えられた経済過程  
での、かつて人類が経験したこと  
のない大規模な価値破壊、経済の破綻  
と混乱を想定するならば—そして今  
日の経済危機の資本主義的解決はや  
はりこれしかないように思われるの  
だが—その世界の人々にもたらす災  
厄と苦痛に思いを致すのであれば、  
この危機にたいする最も苦痛の少な  
い処方箋は、生産の社会的組織化を  
その内実とする断固とした世界的規  
模での社会主義的な変革以外にあり  
えないことは、これも少し考えれば  
自明のことだ。しかしこの種の主張  
は人々に訴える何かを欠いている。

経済法則の貫徹が人々の学習効果の  
及ばないものであるというその本性  
からするものであることを指摘する  
だけでは足りない。それは言うまで  
もなくソ連・東欧における国家社会  
主義体制の瓦解を人々が忘れようも  
なく目の当たりにしてしまっただけ  
そしてこれに伴って隠しようもなく  
白日の下にさらされたその体制にお  
ける抑圧と愚行の事実によるもので  
ある。

したがって人々の表情は重苦しい。  
「われわれはスターリン主義ではな  
い」と声高に叫んでソ連・東欧の事  
態に対する自らの潔白を主張しよう  
とする、新旧左翼は少なくない。そ  
の内訳はコミンテルン日本支部の正  
統性を誇って来た日本共産党から、  
新左翼までさまざまだが、私は寡聞  
にして旧社会党左派労働派をもふ  
くめて、社会主義インターに所属す  
る社民党とアナキストを除いて、第

三インターの正系であることを主張  
しない左翼にはお目にかかったこと  
がない。とするなら第三インターの  
一つの系としてのスターリン主義と  
無縁であるような左翼が存在するは  
ずもない。そうであるならスターリ  
ン主義と、自らの信じる非スターリ  
ン主義との違いを、その同一性より  
も決定的なものとして人々に説得的  
に訴えることができるとは私には信  
じられない。スターリン主義への根  
底的批判は何よりも、今日の失効状  
況に至る第三インターの革命路線そ  
のものの総括であるはずだ。逆にそ  
うした欺瞞を嗅ぎ当てるからこそ、  
人々の共産主義革命の主張と運動に  
対する視線はうろんなものになる。

この程度のことから自覚できず、経験  
の乏しい青年の若干を結集すること  
ですっかり図に乗ってしまうならば、  
その党の行く末はもはや知れたもの  
だ。まして人々を支配する、出口な

しの政治状況ゆえのこの気分の重苦  
しさを理解しなければ語るべき言葉  
もとんでもない的外れになってしま  
うことは火を見るよりも明らかでは  
ないか。繰り返すがせいぜい一〇〇  
人規模の青年をあれこれの主意主義  
で組織することは、自己欺瞞を代償  
にするなら決して難しいことではな  
いし、そのことに無自覚であるなら  
一国の社会変革を語る資格を自ら放  
棄することに等しいことを十分に自  
覚することが必要である。指導的人  
格の自己満足のための、その種の社  
会集団の組織化はこの社会では、革  
命を語らずともいくらでも可能な  
だ。

### 第三インター・マルク ス主義を超えるために

年初ののっけから景気の悪い話にな  
ってしまいが、すでに新年も一月

半ばを過ぎていることでもあり許されたい。年中景気の良い話を吹いていけばよいというものでもなからう。嵐の予感が深まる今だからこそ強調しておかなければならない。だからことはマルクス主義の鼎の軽重を問う核心からはじめることになる。言うまでもなくプロレタリア階級独裁である。マルクスの思想を生かしてマルクス主義に類かむりするというのも、ずいぶん虫のよい話だ。そうは問屋がおろさない。第二インター・マルクス主義にとってマルクスの思想だけを取り出して生き延びさせよう等ということは端から無理な相談だ。第三インター・マルクス主義の理論と実践の精髓はプロレタリア階級独裁である。とすればその失効と破産の根拠をそこに求めるべきか。

我々はこれをさしあたりプロレタリア階級独裁がサンシモン主義と結合されたことに求める。これは、近年「一国工場論」として悪評著しい、レーニンが共産主義の第一段階を説明した、つぎの一節に代表される。「全社会が、平等に労働し平等に賃金をうけとる一つの事務所、一つの工場になるであらう。」(『国家と革命』)これについて『メシア

ニズムの終焉』(桜井哲夫)は次のように説明している。「もともとサンシモン主義的なカウツキーの議論を受け入れただけではなく、…ロシアの革命家のなかにあったサンシモン主義的な風潮を受容して育ったレーニンは、『国家と革命』のなかでは、次のように述べた。いうまでもなく、社会を一つの工場にしよという発想は、マルクスとはまったく無縁な思想であって、サンシモン主義の発想である。」この著作でサンシモン主義は簡潔には、「生産力主義、能力の階層制を基盤とする『狭義の社会主義』」と特徴づけられている。

この記述は直ちに近代社会における(労働)概念の扱いを想起させる。事実、前に引いた桜井の記述は、直接に別の著者の次のような記述に照応する。「労働表象の歴史的状况に即して考察するかぎり、サンシモン主義やコント主義は、それらを『社会主義』や『社会改良主義』と呼ぶ以前に、社会的地位の低い科学的知・技術的実践を格上げする運動と見なすべきである。」(今村仁司『仕事』)古代以来さげすまれて来た(労働)は、近代において初めて、積極的な地位を占めるに至った。サ

ン・シモン主義は、その代表的なイデオロギー的表現であり、マルクス主義をも含む、社会主義・共産主義思想はいずれもその影響を免れなかつた。さらにこの同じ著者はここから近代主義そのものの批判へと向かう。「近代の基本命題であった、作る」と知ることの同一性、真理と作られたものとの同一性は、自明のものとなる。精神は認識に一元化し、認識は製作主義以外にはないという確信が世の中に流布する。」(『作る』と考える)マルクス主義にかかわるこの事態を、言葉の勝義において脱構築することこそが、マルクス主義再生のための端緒である。マルクス主義を徹底して近代思想のパラダイムを超える思惟として再解釈することである。その意味するところは多々あるが、とりあえず今日のマルクス主義をめぐると思想状況に立ち戻ってみよう。

**今日のマルクス主義をめぐると思想状況の問題点**

この視点でそう見るとき逆にマルクス、マルクス主義延命のための、あれこれの思案方策の問題点も浮かび上がる。以下その類型を取り上げ

検討してみよう。

まず無反省な二つのタイプ。ロシア革命もその無残な結末もマルクスないしはマルクス主義とは関係ないとするやり方である。それはさらにおおよそ二つの傾向に分かれる。①現代思想の源流としてのマルクス。現実世界の批判、革命のための実践と切り離し、高度に抽象化されたレベルの批判的批判だけをこととする。またそれとともに、批判的実践を観照的なユートピア思想の域に押し止める。今日の講壇マルクス主義。

②原理教条主義。マルクスにはすべてがある。人々とその歴史的经验をなめ切った、無反省な思想的保守主義。これは反スタ、非スタを標榜する、スターリン主義であり、我々のいう権威主義的左翼である。

他方では、ソ連・東欧事態の反省から、その現実と結果に動転して、自らの思想的政治的立脚点を見失ってしまったすくなくならずの人々がいる。勿論それぞれマルクス主義理解の固有の問題点がそうなることの根拠にはある。具体的には非政党的政党だのという意味のないレトリックにすがりつく、今日の政治と政党の溶解、漂流現象を自ら体現する傾向。これもまた二つの傾向に類型化

される。

③社会主義、アソシエーション論。社会改良主義。経済主義。

④民主主義。ラクハウなどのラディカル民主主義を含む。

これらはいずれも第三インター・マルクス主義の無残な結果にすっきり怖じけついでしまった、マルクス主義再生の試みの不徹底性、中途半端さの現れにほかならない。マルクス主義の最も決定的で、他のあれこれの主義主張からは決してくみ取ることのできない思想的核心を放り投げてしまい、凡庸な近代主義のイデオロギー諸形態のあれこれに乗り換えてしまう。それぞれ個々のマルクス再検討の試みには学ぶべき論点は多々あるものの、肝心要のところでは核心を投げ捨ててしまい、とどのつまりは資本主義社会とそのイデオロギーの維持再生に奉仕し、これに屈服するものに外ならない。マルクス解釈の分岐は常にあった。かつての修正主義論争とこの延長に存在する第二インターの分裂を振り返ればそれは明らかだろう。正統派と修正主義との理論と実践における闘争を通じてレーニンの主張が、社会主義革命の指針として明確化されて来たことを思い起こさなければならぬ。

今日の資本主義社会における支配的イデオロギーの影響からして経済主義、民主主義は常に形を変えて現れる。理論的正統主義、原理教条主義さえもそうである。そしてこれらの実践的帰結は大差のないものになる。おおよそとした現実追認と結果解釈の言説と行動がそのすべてである。

マルクス主義の危機も分裂もその歴史的经验のなかでは繰り返して現れた。したがって今日のそれを、過去のあれこれの歴史的教訓から類推することも、あながち不当ではない。以下幾つかの命題を簡単に検討する作業のなかでマルクス主義の理論的経験振り返り、今日の問題についての我々の応答を深めることにしよう。そのさいの基調的認識は、革命はもともと否定の運動であり、弁証法における正反合がかならずしも予定調和的に成立する訳ではないというところにある。われわれの『テーゼ』で言うところの「唯物史観は歴史の現在を、批判の対象とする、終わりも目的もない開かれた未来への展望である。したがってそれは歴史的移行の規定的法則ではないが、統制的な作用をもつ」という程の考え方が、それに対応する。もともと我々の革命運動や、階級闘争の現実そ

のものに比して、特定のイデオロギーに対する執着は乏しい。むしろ逆に人々と自らの現実の運動と闘争のリアルな体験、さまざまな行動のもたらす身体的感受性や感情の傾きによって思想と理論の根拠をつかみ取りたいと考え続けて来た。

**プロレタリアート**

まずは階級概念の実践性についてである。とりわけ歴史的社会的主体としてのプロレタリアート概念の措定が問題になる。その特権性の放棄は、事実のうえで、生活の現実において、もはや既定のものになっていく。プロレタリアートの特権的地位は歴史的にも社会的にも無根拠である。これを論証する科学的記述はない。だがしかし階級闘争の歴史を振り返れば、その一方の当事者主体としてプロレタリアートは実在する。その意味でその存在の仕方は、近代主義のパラダイムでいうところの主体ではなく、反一主体とでも言うべきものである。ルカーチ以来、主体・階級形成がカギであるとされて来たが、これ自身近代的歴史、社会認識のパラダイムの所産であり、この理由によってその実践は目的論的なものになってしまった。マルクスにお

いて最も精緻に展開された資本主義批判を含むマルクス主義の歴史・社会批判とともに、このような意味での階級闘争とプロレタリアートの実在性を基本に据えることなしに、マルクス主義はありえない。

**変革のプランナーモデル**

次に政治社会変革の特権的プランナーや、モデルを放棄することが問題になる。主体と同様に社会という概念それ自身が、すでにその自明性を疑われている。まして社会改造の様々な計画や考案は、それ自身既にして空想的であり、マルクスがこの種の構想を述べることに禁欲的であったことも故なしとしない。資本主義社会の秩序が破綻することによって生じる、国民国家・市民社会の亀裂と空隙に、プロレタリアートの権力、すなわちソヴェト・コミュニティが現実化し、成長もする。したがってこれもまたそれ自身が反一社会的なものでもいうべきであり、だからこれをあらかじめ科学的な意味で予測することはできない。しかしこれは共産主義運動が体現し要求する、社会変革の要求を否定することではない。したがって『共産党宣言』以来の、私有財産制、賃労働制の廃止、

生産の社会的組織化などの、マルクス主義の伝統的な綱領を廃止する訳ではない。そして変革された社会のありようは、階級闘争の結果によって規定されるほかはない。産業主義と技術・生産のヒエラルヒー、国有化と中央指令経済の、近代主義的な観念の鑄型に社会的生産を組み込むことがそもそも無理なのである。

党一階級一権力

最後に党と国家権力との関係についての理解がある。政治組織はその組織に参加する諸個人の共通の目的の実現のための、契約関係によって成立する手段であると理解されるのが通例である。またルカーチは党を理論と実践の媒介であるとした。だが革命運動にとって党との同一化それ自身が目的とされる倒錯や、党の意志決定がそのまま大衆組織や、その権力、そして著しい場合には国家権力との融合さえも生じてしまうのはなぜか。手段、媒介の意味合いが問題になる。階級意識を党が体現する、あるいは階級を党が代表するという倒錯にその根拠はある。既に述べたように、階級も階級意識もその瞬間においては、恣意的なものである。歴史の検証の結果においてそ

れは確認されるが、言うまでもなくそれは事後的な認識である。と同時に、階級間の敵対と闘争は、すなわち政治が生成する場でもある。反乱は被支配者による支配階級への挑戦であるために、国家権力を巡る闘争になる。このプロレタリアートの階級闘争についての経験と知識を組織的に集積し、反乱を階級関係の転倒に至るまで導くところに革命党の存在理由がある。

階級闘争の歴史的教訓とマルクス主義の視座

今日の歴史的な激動は、新旧の世代交代と、政治活動のあり様の転換を促さないではおかない。その意味でマルクス主義の革命運動の新しい段階が模索されなければならない。今は故人となった廣松渉は、事ある毎に新左翼運動をさして、マルクス主義革命運動の第三段階と呼ぶのが常であった。私たちの感覚からすればレーニン主義的な革命観や政治組織路線、とりわけ第三インターの理論と経験の拘束性が強く、わたしたち自身、常に自らの実践の参照枠組みとしてそれを意識して来たように思う。したがって、むしろそこで

いう第三段階はようやく始まったばかりでしかない。やはりこの間練り返して使ってきた、第三インター・マルクス主義の終焉と、それを超える共産主義運動の新しい展開を目指すといったほうが、私たちにしっくり来る。そしてそれを担うのは次世代の共産主義運動であるほかはない。

この新しい地平を切り開くためにも歴史と社会の変動を、その変化の表層をなぞるのではなく階級的根拠から解明する作業を軽視してはならない。従来の階級的視点を放棄することは、それを教条化すること以上に安易な道だが、すこしも創造的ではない。その結果は今日の社会の支配的イデオロギーの影響からして、おおむね真つすぐに市民主義へとつながっている。だからこの点で市民主義批判を徹底する必要がある。ここではその余裕がないので詳説できないが、例えば階級闘争の歴史的教訓をマルクス主義以外のいかなる視点でくみ取ることができるとか、かを、少しでも考えてみればそれは分かる。

例えば二〇〇三〇年代の教訓について。顕著な思想傾向で特徴づけられ、スターリン主義、ファシズム、

ケインズの修正資本主義の三つ巴の階級闘争。その後の第二次帝国主義戦争の結果を経て、金融独占資本主義・古典的帝国主義から国家独占資本主義・霸権的帝国主義の時代へ移行する。二〇〇三〇年代は大衆社会状況の開花の時代でもあった。その意味で今日の時代の歴史的転換と、社会状況の相型をなすと見ることが出来る。この政治的社会的諸条件のなかで、第二インターの無力が立証されただけでなく、スターリン主義に支配されたコミンテルンの失敗も明らかになった。

政治的なものの求心力、磁場というべきものは、依然として国民国家にあった。帝国主義によるナショナリズムの組織化と統合に抗し、これを突破するプロレタリアートの国際主義は実現されなかった。小ブルジョアの行動に終始し、最終的に国家独占資本主義体制に集約されてしまった。

現在、七〇年代以降さらに状況は変化している。多国籍企業資本主義の下での階級闘争の政治的社会的諸条件が徐々に輪郭を表し始めている。主要資本主義国は既に情報消費化社会へ突入している。これにともない、国民国家の衰退が始まった。政

治社会統合の衰弱化を、家族、精神世界、宗教などのサブシステムが人々

を、クラスター状に吸着し、これを補完している。これらのうちに現

在というイデオロギーの特徴が示されている。この条件の中でプロレタ

リアートの政治的行動を実現する事が問われている。

漂流する日本帝国主義を解体し、危機に立つ日本帝国主義国家権力を打倒する政治行動へ

日本社会を直撃する経済社会変動

政治経済の混迷のなかで、愚行と蒙昧が我が国社会に蔓延している。主体の危機と社会の危機とはまさに不離一体であることが分かる。二〇〇一年日本版ビッグバンを目指す金融の自由化とシステム改革は、一九九八年から本格化することになる。言うまでもなくこれは資本主義の国際的運動のしからしめるものであり、その意味では八〇年代以来の、世界の主要資本主義国におけるケインズ主義経済政策から新自由主義経済政策への必然的帰結でもある。そしてそれは、企業主義などとして我が国社会の細部に張り付いて、政治社会

統合の在り方を規定して来た、集団主義、疑似共同性を、根本から揺るがすがゆえに、これに与える衝撃は計り知れないほど大きい。今日の政治経済の混迷の深い根拠に、この抗しがたい資本の世界的運動と我が国政治社会の現実との間に大規模で激烈な摩擦を生じていることがあることを知らなければならぬ。これは取りも直さず、資本の新たな強蓄積・蓄積構造の転換であり、国家・社会統合の再編成であり、したがって労働者階級人民と資本家階級の決定的な対立の激化に外ならない。その理解のために「ビッグバンと『国民経済』のたそがれ」（宮崎義一『実業の日本』九七年一〇月号掲載）を紹介し、考察を深めたい。

これは日本における国民経済の枠組みが壊れ、トランスナショナル経済への移行が始まっていること。二つには実需経済に代わって証券・為替取引が世界経済のリーディングファクターとなる構造転換が進んでいること。そして最後に日本版ビッグバンはこうして我が国経済構造の激変の決定的なメルクマールとなることである。

国家によるマクロ経済政策、たとえば「護送船団方式」に見られるような官主導の行政指導の貫徹。そしてこの構造の崩壊と移行の現れはそれぞれ次のように示される。①産業構造トランスナショナルな広域経済圏における水平的分業への移行。企業集団（三菱、住友、三井、安田など）ごとのワンセット系列支配の崩壊。株式相互持ち合い関係から持ち株会社の解禁。生産拠点の海外への移動と産業の空洞化。②規制緩和・自由化と円高による内外価格差の是正、さらにナショナルプライシングの崩壊と価格破壊。③規制緩和・行政改革。証券・為替取引額の増大については表（別掲）が示され、ここでは財・サービスなどの実需経済を示す世界貿易年額に対して、世界主

この小論の要旨は三つである。一

要国の外為取引高は、九五年段階で実に七九・五〇倍に達していることが示される。

こうした経済的大変動が、わずかの二、三年のうちに待ったなしに具体化されようとしている。これは資本の国際化・多国籍化の趨勢に対応してメガ・コンペティションと呼ばれる国際的資本競争に生き残り、同時に東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際的金融取引の中心にしようとする、我が国支配階級にとっての至上命題である。これは裏

を返せば、国内における不採算部門の一扫と、海外とりわけアジア諸国への資本移動の促進であり、我が国労働者階級人民と、アジア各国人民を一層苛酷な搾取と抑圧、資本の下への隷属的地位につき落とすものであることは明らかであろう。

この資本攻勢の過程は既に始まっている。金融を含む、企業の大規模な淘汰、リストラ、倒産・失業の波がそれである。その向かうところは、資本の多国籍的蓄積構造への転換であり（自主廃業を決定した山一証券の業務を引き継ぎ米国大手証券会社メリル・リンチが進出したことは示唆的である）、そしてその帰するところは、一国的レベルでは国民各層の二極的分解である。とりわけ、経済成長によって膨大に抱え込まれた中間層（小ブルジョアの新旧両極）への激しい分解が、社会不安を掻き立てることになる。

### 深化する危機と議会政治の溶解

長期化し深刻化する不況に對して、日本政府は九七年末

から九八年年初にかけて、次々に財政支出による対策を打ち出した。昨一月十七日、九七年度補正予算で二兆円の特別減税をおこなうことを明らかにした。その財源には赤字国債が充てられるという。さらに首相は九八年一月二日に招集された第一四二通常国会の冒頭で異例の金融経済演説をおこない、日本発の金融恐慌・経済恐慌は起さない旨の決意を披瀝し、金融システム安定のための一〇兆円の国債、二〇兆円の政府保証の活用、二五兆円の貸し渡り対策資金の用意などの対応をおこなうことを明らかにした。しかし財界の要求にこたえるこれらの財政出動措置も、いずれも新味にかけることから、この演説の直後から東証株価はさらに値を下げると、市場の反応はかばかしいものではない。昨年一月の北海道拓殖銀行、山一証券と続いた金融機関の大型破綻の影響は根深いものがある。その背景には言うまでもなく、バブル経済の破綻とその結果としての膨大な不良債権の累積がある。本年に入ってから大蔵省の調査によれば銀行一四六行の不良債権総額は七六兆七千億円に上り、総貸出額の二二％強に及ぶこと

が明らかになった。こうした経済状況は世界経済の成長センターと言われた、NIES、ASEANの各国にも共通するものである。バブル経済の破綻と不況が金融不安、通貨危機として、とりわけタイ、韓国、マレーシア、インドネシアなどに強く現れている。米国防長官クリントン大統領が、昨年一月に立ち上った「アジアの金融市場の安定と強化が最優先課題」と表明したことなどからも、そのアジア・世界経済に及ぼす影響の重大性を伺うことができる。こうした動向を受けて、タイ、韓国にはIMFなどによる支援が緊急に取り組まれることによって、国際的な恐慌の波及はとりあえず回避されたものの、顕著な効果があったとは言えず、依然として景気は低迷し回復への道については言いがたい。むしろIMFの構造調整策が本格化するこれからのほうが、当該社会の階級対立の深刻化に伴って政治的危機をふくむ厳しい局面を迎える可能性が高い。この事情についてはマレーシア、インドネシアにおいても同様である。とりわけインドネシアは三〇年以上におよぶスハルト政権の下で、政治経済の全般に及

表 世界の外為取引高と貿易額

		(単位:兆ドル)		
調査時点		1989年4月	1992年4月	1995年4月
ネット外為取引高	イギリス	0.1840	0.290	0.4638
	アメリカ	0.1152	0.1669	0.2444
	日本	0.1108	0.1202	0.1613
主要国合計	一日平均	0.7179	1.0762	1.5718
	年(A)	179.48	269.08	392.95
世界貿易年額(B)		2.912	3.750	4.941
(A)/(B)		61.63倍	71.75倍	79.50倍

資料:東京三菱銀行『調査月報』96年7月号

ぶ同族支配、反対派にたいする弾圧、東チモール侵略と植民地支配など、国家社会の抑圧と腐敗が進んでおり、経済危機とこれに対する、改革の動きが政治的な変動に結び付くことは避けられない。

こうした我が国社会にかかわる国際的国内的な経済危機の進行の一方で、これに対応する政治過程は一向にはかばかしいものではない。九八年七月に予定される、参議院選挙を控えて、昨年末から新たな政党再編が始まった。既に死に体になっていたことが明らかであった新進党は二月二十九日、六党派に分裂した。このうち新保守を掲げ自民党保守派とのいわゆる保連合を画策する小沢一郎などは自由党を結成した。またその他の諸グループと民主党等とが新統一会派「民友連」を結成し、これが最大野党になった。そのうち保守系の「国民の声」「太陽党」「フロムファイブ」が、新進党を結成するという。いずれにしても参議院選挙前後までの期間に再再編は避けられない。現在開会中の通常国会での争点の一つが、「ブレイキを踏みながらアタックをふかす」といわれる、経済構造改革と財政支出との整合性を問うところにあることは周知のと

おりだが、与野党の論戦が期待されているわけではない。保守というものがリベラルというものが、すべてが政治改革派となり、同時に両極分解を進める国民の多数派であろうとする今日では、議会主義政治の枠組みとその政策的言説の限りでは、相互の政策距離は、さほど掛け離れたものにはならないのだ。その結果事実上の政権政党としての自民党とこれから最も距離をおくことのできる批判政党としての共産党とが一人勝ちする構造が生まれる。他方、財政・経済政策はこの性格上、ナショナリズムを喚起せざるを得ない。しかしこれを外交を含めた国家戦略として正面から取り上げることができないために、社会的なレベルで排外主義の風潮が瀰漫することになる。既に人々は人々自身の利益を実現する方法が、議会主義の道にはないことを半ば気付きはじめている。だから議会政治への絶望は深い。

### 排外主義との対決を強めよう

こうした中で今国会での審議が予定される、有事法制制定の動向がもうひとつの政治的争点である。政府

は一月八日、新しい日米防衛協力のための指針(九七新ガイドライン)合意に伴って必要になる法改正「正」は、自衛隊法など最小限に止めるとともに、日本周辺地域の有事(周辺事態)での対米協力実施は安全保障会議と閣議で決定し、国会の承認は求めない方針を固めたという。ここでいう自衛隊法改正「正」は①米兵などの捜索・救難②非戦闘員の救出、③国連決議に基づく船舶検査(臨検)などの実行を可能とすることを内容とするものである。またこのほかに、既に締結済みの日米物品役務相互提供協定の有事版も検討されている。この政府の法改悪策動を許さず徹底して反対しなければならぬ。同時に「周辺事態」への介入を、国会承認抜きに行おうとする、橋本政権の暴挙を許してはならない。戦争への加担、参戦行為が国民の合意抜きに行われるという、そんなデタラメが通用してよいはずがない。経済危機ののりきりと、与野党間の合意調整の見通しが立たず、それ所ではないというのが本音であろうが、国内どころか、国際的にも通用するとは思われないような理屈をこすり押しして、有事体制のなし崩し的な既成事実を作ろうとする意図は明らかだ。沖縄

における米軍基地撤去の闘いを進めるとともに、一切の有事法制制定攻撃・戦争準備を断固として葬り去らなければならない。経済的危機の進行と共に政治におけるナショナリズムの台頭が顕著に観測されるようになった。エスニシティとナショナリズムは、その社会の身体性を示す。このことを明確に理解しながら、さらにそれに止まらず、これとの執拗な対決を通じてその突破と解体を目指す階級的行動が要求される。仮に、エスニシティにかかわる言説を当該社会の対的理解とし、ナショナリズムにかかわるそれを対他理解とする。最近の思想的なシーンでは前者については、網野善彦の一連の著作が目玉を引く。その受容については両義的でありうるが、中世までの歴史の射程から日本近代史ととりわけその天皇主義による統合を批判することによって、司馬遼太郎などのナショナリズムの鼓吹を批判する視点を提供している。エスニシティを説き明かす社会史の方法が重要であることが解る。ここではこれ以上触れられないが、この視座から被差別大衆との共同闘争こそが、プロレタリアートにとって重要なモメ



ントになることを導くことができる。  
加藤典洋の『敗戦後論』などの発言はナショナリズムの扱い方を問うことになる。正直に言ってわたしはこの人の著作にも言説にもほとんど興味がない。近代主義のお乳母日傘で育て、マルクス主義の枷が外れるとこういふ言説が飛び出すのであろうかとや恐れ入ってしまった。それだけのことなのだが、ただこの人の発言の中に、反差別闘争を行う日本人は他のアジア人から見ればいい気なものだろうと思うとか、日本人三〇〇万人の鎮魂を含まない、アジア人二〇〇〇万人への謝罪は欺瞞的であるというような下りがあると聞くと、黙ってはいられない。百歩ゆずって日本左翼の主観主義的なアジア連帯の言説が日本帝国主義の補完物にしかなくなってないという類いのシニカルな批判についてはおくとしよう。そうした冷静な認識が必要な場合もある。問題なのは、この種の批判が、倫理的なレベルでしか検討されず、しかもご本人は自らの言説の政治的ポジションについては、あっけらかんとナイーブなことである。

勿論この人が政治的活動者だとは思わないし、もしかしたら文学者だと自分で自分のことを思っているのか

もしれない。しかし左翼の言説も行動も政治の世界に属するのであり、政治は実在的であり、したがってここでは望むらくは政治において責任論理的に振る舞うことだけが重要なのである。それは死者の数を数えたり、あれこれの主観主義の放埒沙汰の個々人的心情倫理を忖度することとは、また位相を異にしているのである。日本帝国主義の侵略戦争に、また戦後における日本帝国主義のアジア再侵略に、首尾一貫したこれに反対する言説と行動を対置したか否か、はこれを率先して実行したか否かと同様に、ないがしろにされてよいことではない。それぞれの時点における日本の階級闘争の敗北の結果責任について、我々は忘れることはないが、だからといってミソもクソも一緒にするような議論を肯じることはできない。これもマルクス主義の凋落の結果だといえなくもな

既に述べたように、アジア各国を席巻する経済危機は、人民の生活を直撃し、階級対立と反帝闘争の激化を促す。これに呼応する、我が国労

いが、市民主義のレベルでしか政治的言説の装置をもたない近代主義がナショナリズムに屈服することの一例を我々は見ている訳だ。  
これらの議論に比して経済におけるリベラリズム、コミュニタリアニズム議論の場合、一国的倫理に終始して、普遍性がない。この議論のフレームには『講座現代日本』の日本共産党の新たな修正主義派による福祉国家戦略の提言も含まれる。そもそも議論の枠組みそのものが西歐的な経済とその倫理を前提にしているために、とりわけアジアにおける適応性がない。そもそも「経済学の本質そのものがナショナリズムに根差している」(J・ロビンソン)という前提を踏み外してしまえばいずれにしても根源的な現実に対する批判の根拠を失ってしまう。マルクスが経済学を批判することを生涯のテーマとしたゆえである。こうした論者

働者階級人民の連帯活動が一層強く求められる。とりわけ南北朝鮮労働者階級人民の反帝自主統一のための闘いと連帯の活動は我々にとって

### 米日帝国主義に反対し、東アジア・環太平洋人民連帯の活動を強めよう

○%を破って当選した。旧与党の分裂に加え、朴正熙(パク・チョンヒ)の後継者といわれる保守系の自民連・金鍾泌(キム・ジョンピル)、浦項総合製鉄元会長・朴泰俊(同じく自民連総裁)など財界人との連合の成功が勝因といわれる。七〇年代以来の日韓連帯運動の活動者にとっては感慨深いものがあるだろう。新政権は二月二十五日に発足する。キム・デジュン政権を取り巻く韓国内外の状況は極めて厳しい。外交課題には言うまでもなく、南北統一問題がある。国内政治では公約に掲げた大統領制から議院内閣制への制度の変更のための改憲問題と、とりわけ目下の経済危機ののりきり、破綻した経済再建が、一刻の猶予もならないものとして迫っている。既に現在の金泳三(キム・ヨンスム)政権は、昨年二月三日、経済再建策を取りまとめ、IMFからの二一〇億ドルをはじめとして、アジア開発銀行、日米などから、総額五七〇億ドル以上の資金援助を受けることを決定した。これは同時に、悪名高いIMFの構造調整策をも受け入れることを意味している。IMFとの合意内容によれば、①財政支出削減・増税による経常収支の赤字削減などの金融の引

き締め、②市場開放・規制緩和による外国資本の進出導入の促進などがその基本政策とされている。これが直ちに国内における、金融機関をはじめとする企業の淘汰、労働者の解雇、賃金抑制を結果することは言うまでもない。事実、韓国では昨年来不況倒産が相次ぎ、これを巡って労働争議が頻発する事態となっている。既に着手されている財閥改革企業再編に続いて、経営の悪化などを理由として企業が労働者を解雇することとができる「整理解雇制」の早期導入が指呼の間迫っている。これが九六年末から九七年初頭のゼネストをはじめとする実力闘争で、金泳三政権による労使関係法改悪攻撃を打ち破った民主労総をはじめとする、韓国における労働運動の差し迫る最大の課題になるであろうことは明らかであり、こうした韓国の労働者階級人民の闘いと連帯が我々に問われている。

意味をもつといわれる。しかしそれぞれの主張、認識の隔たりは極めて大きく、難航と、長期化が予想される。しかしいずれにしても、朝鮮半島における主権者としての南北朝鮮人民の自主統一のための意志と闘争が事態を決定するほかはないことも明らかである。そしてそうであるがゆえに、米帝国主義は朝鮮半島全域における軍事的圧力を強めることになる。日米安保体制と新ガイドラインの下でこれに追従する日本帝国主義との対決が、その戦争責任、戦後責任の清算とともに我々の課題である。こうして南北朝鮮人民との連帯の活動は我が国労働者階級人民の不可欠の責務であることが明らかにする。

日本帝国主義国家権力打倒・日本帝国主義国家の解体は、さらに沖縄人民の自立解放の闘いに連帯する活動と結び付けられている。キャンプ・シュワブ沖海上軍事基地建設攻撃は、激しい闘いの末に名護市市民投票における基地受け入れ反対運動の勝利が確認された。にもかかわらず、その後突如「受け入れ」を表明して辞任した比嘉市長の、後任市長選挙に持ち越されようとしている。こうしたなかで大田県知事は近々にも「海上基地拒否」の表明を行う意向といわれる。さらに二月八日に予定される、名護市長選挙の基地反対派候補の勝利によって、基地撤去の闘いを一層確固としたものにするのが求められている。さらにこれを契機として、普天間基地移転問題は、県内移設に反対し沖縄から米軍基地撤去そのものを要求し実現する運動のうねりへと結び付けられなければならない。一月二十九日の公開審理、それに引き続き県収用委員会の裁決に注目し、この沖縄人民の闘いに連帯する活動に微力を注がなければならない。さらに沖縄から米軍基地を撤去一掃するための五・一五嘉手納基地包囲行動への大衆的取り組みを準備しよう。これらの闘いと堅く結び付けて韓国労働者、民衆との連帯の活動を強めよう。ガイドライン安保に反対し、あらゆる有事立法攻撃と闘おう。

労働、生活に根差し、職場、地域、学園における労働者階級人民の自立をめざす行動を組織しよう。さらに職場と地域、そして議会で決着がつけられないのであれば街頭へ繰り出そう。我々の合言葉は共産主義、党革命である。

(文責・畑中文治)

# 沖縄

## へり基地阻止―基地全面撤去へ

### 名護市民を先頭に

### 反基地闘争の勝利を

一月二二日の海上軍事基地建設を問う名護市民投票は、

日米共同軍事支配からの自立と解放を求める沖縄人民の揺るぎない決意を再確認する結果となった。しかし日本政府は、比嘉名護市長に「基地建

設受け入れ」を強要すること

によって名護市民の歴史的勝利の厳然たる事実を歪曲し、握り潰そうと躍起になっている。なぜか。県内移設―基地のたらい回しに過ぎないSA C O最終報告の前提が崩れ、

第二ラウンドに突入した。

この間の市民投票を巡る闘いの中で、名護の人々は、真の敵が、地域に分岐と分断を

「私たちの敵は日本政府です」

天間返還は凍結しかねないと

二月五日、村岡官房長官

は「基地問題と振興策は別

としてきたこれまでの政府見

解を修正し、「どうしても沖

縄の振興をやらなければいけ

ないものと海上基地を受け入

れた場合にやるものと二つに

分かれる」と、基地建設を前

提に北部振興策を進めること

を明確にした。六日に市民投

票の挺入れのために沖縄を訪

問した村岡は、「基地建設と

地域振興の両立を願う」と強

調した。

二月八日、名護を訪れた

鈴木沖縄開発庁長官は名護市

街地再開発や名護港湾整備な

どの振興策を提示しながら、

「国策への協力と一体だ」と

基地建設なしには進まないこ

とを強調した。同日夜、賛成

派の集会に「異例の」出席を

した島口那覇防衛施設局長は

### 資料・新たな「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」について

平成9年9月24日  
外務省

23日午前（日本時間24日未明）、ニューヨークで行われる日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」）において、新たな「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」が策定された。

#### ○新たな「日米防衛協力のための指針」策定の位置づけ

なぜ新たな「指針」を策定したのか。  
・従来の「指針」は、1978年に策定されたもので、すでに約20年を経ている。  
・冷戦終結後の新たな国際情勢の中で、アジア太平洋地域には不安定性と不確実性が依然として存在しており、この地域における平和と安定の維持は、日本の安全のために一層重要になっている。  
・冷戦後の新しい環境の中で、従来の「指針」の下での成果を基礎として、日米安保体制に基づく日米間の防衛分野での協力関係を増進する必要があった。

#### ○新たな「指針」のポイント

・新たな「指針」のポイントは、日本に対する武力攻撃や周辺事態（日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合。以下同じ。）に際し、日米が協力して効果的に対応しうる態勢を構築することにある。

#### ○日米安保条約及び憲法等との関係

日米安全保障条約との関係。  
・新たな「指針」の策定にあたっては、日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利、義務及び日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

#### ○憲法等との関係

・日本のすべての行為は、憲法に基づき、専守防衛、非核三原則等の基本的方針に従う。  
・国際法の基本原則、国連憲章等の国際約束とも合致するものである。

#### ○周辺事態

##### ○周辺事態とは何か。

・周辺事態（日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合）は、地理的な概念ではなく、事態の性質に着目した概念である。  
・ある事態が周辺事態にあたるかどうかは、事態の規模・態様等を総合的に勘案して判断されるものである。  
・新たな「指針」策定は、特定の国や地域における事態を議論して行ったものではない。

#### ○周辺事態に際しての日米の防衛協力

##### ○周辺事態では日本は具体的に何をするのか。

・周辺事態に際して、我が国がどのような対米協力をを行うかは、個々の状況に応じ我が国が自主的に決定するも

のである。

・具体的には、救援活動及び避難民への対応のための措置、捜索・救難、非戦闘員を退避させるための活動、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動、米軍の活動に対する日本の支援及び運用面における日米協力が行われる。  
・後方地域支援等に関しては、主に日本の領域で行われるが、戦闘地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空で行われることもあり得る。

#### ○新「指針」の透明性

##### ○関心を有する諸国の理解を得るためにはどのような努力が必要か。

・日米安全保障体制の下での諸活動について、関心を有する諸国との間で透明性を確保することは、アジア太平洋地域におけるより安定した安全保障環境の構築に貢献する。

・6月の中間とりまとめの公表後、近隣諸国に外務、防衛当局より関係者を派遣し、外交及び国防の担当者に対して説明を行い、概ね理解が得られている。

・中国に対しては、9月初めに総理が訪中し、「指針」の見直しに関する我が国の立場を意を尽くして説明したところ、中国側の理解を深める上で一定の成果を得ることができたと考える。

・新「指針」の内容については、関係各国に十分説明を行うこととしている。

#### ○新「指針」策定後の取り組み

##### ○今後どのようなことが行われるのか。

・日本に対する武力攻撃への共同対処行動を円滑かつ効果的に実施するための共同作戦計画及び周辺事態に対応するための相互協力計画について検討する。

・また、日本への武力攻撃や周辺事態に際しての協力措置の準備のための共通の基準や共通の実施要領等を確立していく。

・様々な事態に応じて日米の関係機関が関与する調整メカニズムを平素から構築し、緊急事態に対する即応性を高めていく。

・他方、法的側面を含む「指針」の実効性確保のための措置に、政府全体として取り組む必要がある。

(了)

#### ◆防衛庁【経緯】

―1978年11月：現行の「日米防衛協力のための指針」を策定。

―1996年4月：「日米安全保障共同宣言」において、78年の「指針」の見直しを開始することで一致。

―1997年6月：「中間とりまとめ」を公表。

### 基地建設・名護市民投票結果

有権者総数	38,176人
投票者総数	31,477人
投票率	82.45%
賛成	2,562人 (9.13%)
賛成条件付	11,705人 (37.18%)
小計	14,267人 (45.32%)
反対	16,254人 (51.63%)
反対条件付	385人 (1.22%)
小計	16,639人 (52.86%)
無効など	571人 (1.81%)

再編・強化を軸とした  
安保再定義―新ガイド  
ラインによる日米共同  
の戦争準備体制づくり  
に支障が生ずるからだ。  
名護の海上軍事基地建  
設阻止闘争の重要性も  
ここにある。

闘いは二月八日の名  
護市長選挙に向けて、  
基地を押し付けようとして  
る橋本首相であり、日本政

二月二日、橋本首相は、  
住民投票で反対多数ならば普

二月二日、橋本首相は、  
住民投票で反対多数ならば普

「基地交付金が毎年二〇億から三〇億円に入る」と述べ、海上基地への理解を求めた。文字通り、札束で頬をひっぱたくやり方だ。

一月九日、那覇防衛施設局は二百人の職員を動員して『ゆいまーる運動』と称して名護市内の全世帯への戸別訪問を始めた。

一月二日、鈴木沖繩開発庁長官、一月三日久間防衛庁長官が相次いで訪沖、那覇防衛施設局の職員や賛成派の事務所を激励して回った。

久間は「地方自治への介入ではないか」という批判に対して「仕事の一環であり、選挙運動ではない」と居直り、「海上基地は観光資源にもなるのではないかとまで放言した。

一月二五日、萩防衛施設庁長官が賛成派の事務所を激励。宜野湾市長に対しても名護市民投票への協力と移設促進への理解を求めた。

一月二六日、村岡官房長官は、建設拒否ならば普天間基地は返還できなくなるし、

北部振興策も「厳しい財政事情を考えれば広く国民一般の理解を得ることは困難」と発言。同日、鈴木開発庁長官も「最高の処置をしているのだから、賢明な結論を出していただきたい」と恫喝した。また同日、ホール在日米軍司令官と会談した小淵外相は、名護市民投票について「全力を挙げてうまくいくように努力したい」と強調した。

一月二七日には沖繩タイムス、琉球新報紙に「二一世紀の沖繩が見えてきます」と題する政府広報を掲載。その中で、「海上ヘリポート実現の場合には」「基地交付金などを活用して」「教育施設」「社会福祉施設」「スポーツ・レクリエーション施設」等の整備・充実が可能になる、と主張した。

一月二〇日、政府は沖繩、中でも特に北部振興に重点配分した九八年度予算大蔵原案を内示。市民投票当日の地元新聞の一面を「政府、沖繩に配慮し重点配分」の見出しが踊った。

一月二〇日、政府は沖繩、中でも特に北部振興に重点配分した九八年度予算大蔵原案を内示。市民投票当日の地元新聞の一面を「政府、沖繩に配慮し重点配分」の見出しが踊った。

北部地区商工会協議会や辺野古区行政委員会等の基地建設促進の動き、企業ぐるみの組織的な不在者投票（二〇日まで七千人を超え、一八・七％に達した）は、なりふり構わぬ日本政府の一連の恫喝と懐柔の「成果」と見えようか。地元新聞も、基地建設を前提にした北部振興策が、

「戦禍と二七年間の米軍統治により生じた著しい格差を是正していく」と、そのための振興策」という復帰時の「政府の沖繩振興策の基本方向を転換するものであり、米軍統治時代に後退した印象を受ける」と警告する（一月二七日の琉球新報社説）ほど日本政府の動きは露骨であった。にも関わらず、一月二二日の投票結果は、賛否の差二千三百七二票で海上基地反対

が投票者数の過半数を占めた。（別表参照）  
本来別問題である地域振興策と基地建設をリンクさせ争点を曖昧にした投票条例の修正可決、その後の日本政府の恫喝と懐柔、それに乗せられ

た比嘉市長や保守党議員、建設業を中心とした商工業界の策動を断固はねのけ、名護の人々は「基地建設ノー」の意思を鮮明にしたのである。活性化促進市民の会事務所投票結果を見守った野中自民党幹事長代理が「この差なら勝利だ」と強弁し、賛成派に「勝利宣言」を出させる茶番を演じようとも、

基地建設反対が過半数を占めた事実を動かす事はできない。

「民意」も「地元の意向」も踏みにじる  
投票から三日後の一月二四日、大田知事に続いて橋本首相と会談した比嘉名護市長は、突然、「基地建設受け入



11・21「25周年式典」抗議闘争 於宜野湾

れ」と自らの辞職を表明した（二五日辞表提出）。二二日から二四日の間に何があったのか。その後の報道によれば、事前に市長サイドから政府に「五百票差で勝つ」との感触が伝わっていた。「予想外の」結果を受けて行われた二二日の与党市議団との協議で、比嘉市長は投票結果が「僅差」

昨年11月20日に市民投票勝利に向け、名護市民会館中庭を3000人余の参加で埋め尽くした総決起大会



とも言えない二千三百票を超える「小差」だったことに衝撃を受け、「建設受け入れ断念」を示唆した。比嘉市長の「揺れ」に慌てた日本政府は岡本首相補佐官を派遣、島口や野中らと共に市長に強く働き掛けたと言う。

この三日間の断片的な情報から見えてくるものは、「軍事基地建設ノー」を住民自らの意思で決するという歴史的事態に驚愕し、その歴史的

実を何があんでも抹殺しようとする日帝国家権力の強固な意思である。その強圧によって、名護市長は、「投票結果を尊重する」という投票条例にも違反し、「基地建設反対」という名護市民の総意をあえて無視することを強いられ、

辞任に追い込まれた。比嘉市長の受け入れ表明を聞いた橋本は「涙を浮かべて何度も深々と頭を下げていた」と伝えられている。とんだ茶番劇

と云う他ない。  
ヘリ基地反対協議会は二五日、市役所前に座り込んで抗議行動を展開。同日夕方、市役所中庭で緊急抗議集会を開催、「民主主義など容認できない」と宣言したに等しい」と激しく比嘉市長を糾弾した。さらに二七日夜にも千人を結集して総決起集会を開催。宮城代表は「市民投票の勝利を踏みにじり、地方自治やウチナンチューの心を政府に売り渡した市長の暴挙は許せない。受け入れ表明は名護市民の意思に反する事は明らか」と指摘した。集会は「市長選は市民投票の第二ラウンド。仕切り直しではない。市民の意思はすでに不動。政府の悪辣な攻撃を跳ね返して勝利しよう」とのアピールを採択した。

橋本首相は年頭記者会見で、海上基地建設に必要な公有水面使用許可の責任者が県知事にあることを念頭に、名護市長選挙前に大田知事に基地受入れの決断を求める考えを表明した。しかし、一月九日に任期満了を迎える知事選挙

を控え、大田知事の支持母体は「基地建設反対」表明を知事に迫っている。今年秋に予定されている県知事選挙を頂点に、六市九町十二村の首長選挙と六市十一町二五村の議員選挙が行われ、沖繩は「政治」の季節を迎える。先陣を切る形になった名護市長選挙は、その意味でも沖繩の将来を決する重要な選挙―政治闘争となる。

### 正念場を迎えた 沖繩連帯の闘い

注目の名護市長選挙は二月一日告示、八日投票。賛成派は比嘉市長の後継者として岸本助役を担ぎ出した。反対派は名護市選出の玉城義和県議（社民）立候補にあたり党籍（離脱）を統一候補とし、ヘリ

基地反対協議会の宮城康博代表を同時に行われる市議補選候補に決定し、選挙態勢を整えたと伝えられている。

一九九五年九月の少女レイプ事件から三年目に入った一九九八年。海上軍事基地建設阻止闘争と、一月二九日に結

### 「追記」

#### 大田知事、海上基地拒否を決断

「県内移設」をめぐる揺れ動いた大田県政だったが、ようやく県の正式方針として「海上基地拒否」を決定、日



本政府に意向を伝達する模様。基地を拒否するべき」と全会一致で意見集約された。県が緊急部局長会議でも「振興策 昨年暮れから継続している八 此れに対し、元官房長官梶山に及ぼす影響が懸念されるが、十近い団体・個人からの意見は十四日に那覇市で開かれた たぞろ昨年四月の軍用地特措 道された。沖繩の原点に立ち返り、海上 聴取は十六日で終了。知事の「琉球フォーラム」に乗り込 法改悪と同様に強行突破の構

## 岩盤レポート

# 労基法改悪阻止闘争をプロレタリアートの攻勢とするためにこそ 階級的団結へ向かう新たな労働運動の生み直しが問われている

昨年十二月四日、中央労働基準審議会(中基審)は、一昨年の労働大臣の諮問を受けて急ピッチで審議を進行してきたが、行政改革委員会と連動する形で、「最終報告」を発表した。しかし、別掲資料にあるように「総資本」の意を体した労働省による最終報告への露骨な介入さえ明らかになった。

### 保護の剥奪という規制緩和

何のためにやっているのか自分でもわからなくなっているのではないかと、とさえ思える「行革騒ぎ」の中

で、「権力は権力らしく、資本は資本らしく」振る舞いたいという願望だけは、くっきりと浮かび上がっている。リストラは単に労働者の犠牲だけを意味しているのではない。山一であれ、拓銀であれ、潰すことを躊躇しなくなった。労働者の(階級的)団結が失われたところでは、資本も「団結」する必要はない。資本の本性に従って野放図にやるだけである。

一九九六年二月に出されたNIRA(総合研究開発機構)報告『雇用の流動化に関する法制度・政策についての研究』は、一九二〇世紀型

の労働法は、もはや時代後れであると言わなければならない。「社会経済的な環境が変化したならば、市場取引の円滑な展開にとってはもはや不要になつたり、阻害要因となるような規制は廃止して、不適合な部分を修正し、新たに必要になった措置については新しい手法を開発・導入することが必要である。」と述べ、「集団としての労働者というよりは個人としての労働者が登場し、前面に出てくるようになった現時点では……従来の措置・手法を再編成するという大きな課題に配慮することが要求されている。」と断言している。

労使関係といえば労働組合対策が最重要課題であった時代から、「従業員」一人一人に対する福利厚生問題にすぎなくなりつつあり、労務管理の法制的枠組みそのものに焦点は移行した。すでに何度も語られていたように、日経連は「御用組合」さえ必要としなくなり、「新時代の『日本の経営』」を掲げ全面的に日本の労使関係(終身雇用と年功序列)の再編に入った。「労働保護」であれ何であれ、もはや資本にはそんなことにかまっていられない。「自由な搾取を!」これが資本家どもの合い言葉であろう。もっとも、「か

まわなくてもよい」ほど労働組合は無力化しており、ここ数年間の「春闘」概観を通して、八百万連合は「御用組合」ならざる「無用組合」になる日もそう遠くない(本紙三十七号)ことを指摘した。

「大競争時代を勝ち抜く行財政改革」規制緩和の断行」に対応する形で労働者保護規定の撤廃を規制緩和と称して、労働基準法の全面見直しに着手した。

### 「新時代の『労務管理』」

日経連は、少数精鋭の長期蓄積能力活用型グループ(日経連分類の第I型)と名付けたストック型労働者のみに従来型の雇用形態(いわゆる終身雇用・年功序列)を適用、その他の大多数の一般労働者は文字どおり使い捨て労働力(フロー型)として整理しようとしている。もちろん、無私の企業への忠誠心(「過労死」)を要求されるブルジョア予備軍とも言えるストック型であろうとも常に「リストラ」と背中合わせではある。いわゆる雇用柔軟型グループ(日経連分類の第III型)という現在の「臨時パート」型労働で圧倒的多数の労働(力)は賄える。専門能力

活用型グループ(第II型)といえども「高度化する社会の中で、技能や知識は三〜五年で陳腐化していく」(中野麻美)。つまり、日経連の「新時代の日本の経営」を押し進めるために、労働基準法を全面的に改悪しようとするのがはつきりと見取れる。

労働契約期間の規制緩和(上限の三年への延長)によって「終身雇用」から「有期雇用」へ労働者をとって代え、契約社員の増大とあいまって「若年定年制」も合法化される。労働時間規制を無意味にし、サービスマン業の合法化を進める「裁量労働制」や、残業代を払わず変則勤務、長時間労働を強いる「変形労働時間制」などの規制緩和、さらに団体交渉権の否定にもつながりかねない「労使委員会」の設置。さらに労基法改悪とあわせて労働者派遣事業や有料職業紹介事業に対する規制緩和など、労働保護規定撤廃の圧倒的進行はとどまることを知らない。

### 連合は「窮鼠」になれるか

昨年六月、男女雇用機会均等法の部分的な変更(募集・採用・配置・昇進の女性差別についての「努力義

務規定」を「差別禁止規定」にしたリ、セクシャルハラスメント防止のための「必要な配慮」を企業に求めるなど)と引き換えに、労働基準法六二条の女子保護規定(時間外労働・休日労働・深夜業の規制を原則として廃止するという改悪がなされた。連合は、十数項目にもなる付帯決議をつけさせ、もって中基審での「女性のみの保護から男女保護への前進」を強弁し、「保護撤廃」を容認してしまった。しかし、中基審においては、連合が要求した「時間外労働の男女共通規制」(上限三百六〇時間)などは「顧だにされないまま、労働側委員は中基審の体裁を整えるためにのみ席を占めるという哀れな役割を演じるしかなかった。

こうして連合は、昨年一〇月の第五回定期大会で「労働法制の見直し・改正に問う特別決議」を採択し、鳴り物入りで「労基法改悪阻止」の闘いに立ち上がらざるを得なくなった。これは依然として労働組合の組織率の低落傾向が続く、組合員数も減少、「頼れない組合・頼らない労働者」という現実を前に「組合費でめしを喰う幹部達」の尻に火が付く状態になったことを意味している。

一〇月二日、変えよう均等法ネッ

トワーク、女性のワーキングライフを考えるパート研究会、派遣労働者ネットワーク、有期雇用労働者権利ネットワークが「労働基準法改悪に反対する共同アピール」を発し、賛同を呼びかけた。一月一日には、4ネットと連合及び全労連が同時に労働省前抗議行動を展開。そうした積み重ねを経て、一月二七日には、日比谷野音で「異議あり労働基準法改悪!労働法の規制緩和・行政改革反対!すべての労働者の権利確立を求めよ」11・27全国集会」が開催され、4ネットを中心に連合・全労連・全労協を含む約三千人の労働者が参加した。労働戦線分裂以降、初めての「共闘」が成立した。しかし、「権利擁護」確立」と裏腹に、労働者大衆からも資本・経営からも見捨てられようとしている労働組合幹部の「既得権防衛」に汲々とする姿が見られた。

次々と繰り出される、「新しい時代への対応」と称する経営ブルジョアジーの攻撃は、「労働組合」だけではない。「プロレタリアートの反攻」そのものをなめ切っている。しかし彼らも必死であり、我々自身も「何々を守れ!」式の旧態依然たる方法と内容では太刀打ち出来ないこ

とは明白である。労働基準法「全面見直し」は、大改悪がすべての人々にふりかかってくる問題であることに「組織労働者」は、ナショナルセン

ターはおろか組織・未組織、地域・産別なども問題にしてはならない。らしい、自らの団結の質を問い、闘い

の形態と方向を転換し、もって労働組合運動の生み直しに着手するチャンスでもあると言えよう。

### 資料 ・ 緊急抗議声明

1 労働者委員の意見を無視して「結論」を押しつける労働省に抗議する！

既に、十一月十五日付朝日新聞において中央労働基準審議会最終報告素案が報道されているが、その後の調査によつて、労働省は、マル秘「メモ」を作成し、中基審の最終報告の方向付けをしようとしていることが明らかになった。これは、七月二日に労働省が発表した「試案」の方向に沿つて、労働者委員の反対や危惧の声を無視し、最終報告を強引に取りまとめていこうとするものであり、断じて容認できない。労基法に基づき設置されている諮問機関としての審議会を否定するものだ。

と権利確立のための法的整備が必要である。

3 無限定のサービス残業を強い労働時間法制を有名無実化する裁量労働制のホワイトカラーへの拡大を許さない

「メモ」では対象業務が列挙されているが、具体的に対象を限定するものにならず、事実上「ホワイトカラー」全体に対象を拡大するものである。労使委員会が適正な運用の担保とされているが、時短促進法や労働安全衛生法の下で設置されている「労働時間短縮委員会」や「労働安全衛生委員会」がどのように機能しているか一切調査検討されていない。ましてや、労働組合のいない未組織事業所において、ならん担保にならないの

は明らかである。また、現行法制下で「業務の性質上、業務遂行の手段及び時間配分の決定を当該労働者の裁量にゆだねている」業務に、個別業務が対象となるのかを検討するのであればともかく、新たな裁量労働制を設け一挙に拡大するのは到底容認できない。そして、現行裁量労働制においてすら労働基準監督署の監督指導が困難であり、出版編集や情報処理業務において、協定労働時間を越える長時間サービス労働が蔓延している事実がならん検討されておらず、「ホワイトカラー」全体への拡大など許すことはできない。

4 「指針」への法的根拠は実効ある時間外休日労働規制にならない・労基法に罰則つきの上限規制を

「メモ」では、(1) 時間外労働の上限に関する「指針」を定める根拠規定を設ける、(2) 事業主の努力義務、(3) 行政の指導助言、をあげている。しかし、事業主の単なる「努力義務」では、ならん実効ある時間外労働の上限

限規制にならない。そのことは、男女雇用機会均等法の努力義務規定の歴史的経験で明らかである。また、「労働時間」という労基法の中の最も基本的な事項について、「努力義務」を導入することは、強行法規としての労基法を否定するものであり、到底容認できない。私たちは、罰則つきの上限規制を労基法に盛り込むことを強く要求する。

5 労働者派遣事業の緩和に関する閣議決定を許さない

政府は、十一月十八日、「緊急経済対策」の一つとして「労働者派遣事業に関する規制緩和」「対象業務のネガティブリスト化、派遣期間、労働者保護のための措置等を中心に、制度の全般的な見直しを進め、関係省庁の十分な協力の下に、労働者派遣法の一部改正案を次期通常国会に提出する」を閣議決定した。現在、労働者派遣事業法の見

### 2 「終身雇用」の「期間限定

「なお、同様の内容のものが十一月二十一日の中基審で公益委員会として出された」

「期間切れ」を理由に、いと

「指針」は明らかである。また、現行

一九九七年十一月二十日

直しについては、職業安定審議会が審議され、対象業務のネガティブリスト化については、労働者委員が強い反対を主張している。その審議の最終、政府が閣議決定を行い、

結論を一方的に押しつけるとは、審議会無視、手続き無視の暴挙であり、到底容認できない。そもそも派遣対象業務は、専門的知識や技術が必要な業務や特別の雇用管理が必

要な業務に限定されてきたものである。それを、一挙に原則自由化・ネガティブリスト化するなど立法の趣旨にもとる暴挙である。また、現行の業務の下でも、派遣契約の一

体的な打ち切り、労働者と派遣先企業とのトラブル、低賃金などの劣悪な労働条件など多くの問題を抱えており、これらの問題解決なしに対象を全

一九九七年十一月二十日

## 介護保険法成立.....

# 社会の变革に結びつく さらに、大胆な議論を

昨年十二月九日、多くの問題を積み残したまま介護保険法が衆議院で可決、成立した。これで、二〇〇〇年から寝たきりや痴呆の高齢者に対する介護サービスを保険制度によって行なおうとする新制度が始まる。

本紙三六号において、丹羽さんの「拙速を排した徹底した論議が問われる」との論議が掲載されていたが、そこでは「新しい介護保障システムはどうあるべきか」という問題もさることながら、「高齢社会」の到来はわたしたちの生き様や社会の在り方を問う問題でもあるのだ。と指摘していたが、まったくそのとおりだと思ふ。

従来、老人介護は、家庭責任として家族内で、主に「妻」や「嫁」女たちに押しつけられ、家族制度の内側に閉じこめられてきた。しかし、もはや誰の目にも明らかのように、日本の急速な高齢化は「介護」を女

たちや家庭内に閉じこめることだけでは立ち行かなくなってしまったのである。

全人口に占める高齢者(六五歳以上)の割合は、二〇〇〇年に十七%、二〇五〇年には二五%以上と言われている。現在、寝たきりや痴呆症による要介護高齢者は約二三〇万人、そして年間十万人のペースで増え続けている。さらに少子化が進み、一組の夫婦で両方の親四人の老人を看取らなければならないと言われている。

現行制度の充実・改善ではなく、新たな保険制度を新設・導入しようとする政府・厚生省の最大の意図は、九五年に出された社会保障制度審議会報告「国民は自らの努力によって自らの生活を維持する責任を負う原則」の確立という戦後の社会保障制度の大転換に沿って、「今後の高齢社会に従来の公的扶助では年金・医

療も含め、財政が持たない」ということに尽きる。しかし、その厚生省ですら、家庭介護者の九割を占める女性の就労の増加とあいまって「家族機能等の変化で家庭の介護力が弱まり」と、介護が家族に過重な負担を強いている現実を指摘せざるを得なかった。もちろん厚生省としては「破綻する財政」を前に、従来の家庭責任のままでは高齢者介護問題を解決する方途もなく、「強制皆保険」という形での大衆収奪である新たな制度の必要性を説くためには、「介護」を家族内部問題から広く社会的問題にせざるを得なかったというのが正直なところであろう。

「介護」の社会化を進める一万人委員会」を積極的に担ってきた樋口恵子さんが「問題は多々あるが、まず介護保険のスタートを」と言い続けてきたのも、家庭内の問題として女性たちに押しつけられてきた介護を、

### 成立した介護保険法

[仕組み] 40歳以上の「国民」が加入し、40～64歳の老化に伴う病気で要介護状態になった人と65歳以上の寝たきりや痴呆症の高齢者を対象として、介護サービスが受けられる。

\*規制緩和と称する「民間活力の活用」がうたわれているが、今後の成長産業としての「高齢者向け事業＝シルバー産業」への野放図な増大は、さらに多くの「岡光事件」を生み出す土壌となる危険性がある。

[財源] 厚生省試算では、2000年度には要介護高齢者を280万人（2010年度には390万人）、費用は4兆2千億円（2010年度、6兆9千億円）で、利用者負担分を除き、半分を保険料、残りの半分を公費で賄う。

[保険料] 厚生省が全国一律の算定基準を政令で示し、各市町村等は条例化する。2000年度で平均2,500円、2010年度では平均3,500円になる。

○40～64歳の場合、医療保険とあわせて給料から天引き。

○65歳以上の場合には年金から天引き

\*これらの金額の根拠は財源も含め無いに等しく、保険料の高騰、自己負担の増大、保険料滞納問題など将来的見通しもあいまい。さらに低所得者層の自己負担が重い。年金からの強制天引きも年金制度の崩壊さえ語られている現在、介護保険制度としての「財源」問題は未解決と言わざるを得ない。

[利用料] 自己負担は介護費用の一割（残り九割は審査会が支払う。）現在の厚生省試算では、在宅サービスが6,000～29,000円、施設入所が47,000～61,000円程度。

\*一割といえども、低所得者層には過重な負担となっている。

[運営] 市町村及び東京都特別区が運営主体となりサービス提供機関を指定し、市町村の介護認定審査会により六段階の認定によってサービスが受けられる。（認定に関しては都道府県に設置される審査会に不服申し立てが出来る。）

\*法案は政府の介護サービス基盤に対する責任を明確にする修正がなされたが、市町村は、財政・事務両方にわたって重い負担を強いられる。そして、認定制度の公平性、透明性、迅速性などの問題がすでに指摘されている。

[サービス（介護保険の給付内容）]

○在宅に関する給付（訪問介護・看護／デイサービス・ショートスティから福祉用具の貸与及びその購入費の支給まで）

○施設に関する給付（特別養護老人ホームや老人保健施設への入所／療養型病床群、老人性痴呆疾患療養病棟その他の介護体制が整った施設への入院など）

\*これも、ホームヘルパーひとつとってみても、厚生省ですら「在宅サービスの4割しか充足できない可能性がある」（毎日97.11.30）と認めており、実際の運営主体となる市町村でのサービス不足は火を見るよりあきらか。  
（厚生省試算・平均月額／朝日97.12.10を参考に作成）

「これは家族内部の、個人的問題ではなく、社会全体が引き受ける問題である。……」として捉えたからに他ならない。育児の問題とリンクさせれば見えやすくなるだろうか。保育所問題にせよ、育児休業問題にせよ、解決・改善すべき多くの問題

を抱えているとは言え、そして建前にはすぎないとは言え、育児が男女ともに担う社会的問題であることを提起することによって、女性に過重な負担がしわ寄せさせられている現実への批判として機能していることも確かである。

法律としては拙速すぎたし、何の担保も見通しもないまま、いわば「保険あって介護なし」「国家的詐欺」とまで言われる介護保険法の成立ではあるが、これによって「介護責任は社会が担うもの」という基本的位

置付けを与えたことは事実である。今後、財源、担い手、介護内容、さらに介護される人の人権までの一つ一つをめぐって、私たちの生き方を問い、大胆な社会の変革に結びつくものとして議論され実践されていかなければならない。この問題を選